

定 款

株式会社 学究社

株式会社 学究社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社学究社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 進学教室の経営
- (2) 書籍の出版、音声コンテンツ・映像コンテンツ及びビデオその他映像著作物の製作並びにそれらの販売・レンタル業務
- (3) 教養、趣味、実益及び健康増進などに関する講座並びに通信教育の実施による文化教育事業
- (4) 不動産の売買、斡旋、賃貸借及び管理
- (5) 入浴・食事介助等の在宅介護事業及び人材育成のための教育事業
- (6) 家庭訪問による学習指導業務及び講師派遣業務
- (7) 託児事業及び幼児教育事業
- (8) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により、これを行う。なお、やむを得ない事由により、電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,834千株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、市場において行う取引又は金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により当社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役がこれを定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議により、執行役社長がこれを招集し議長となる。

2 執行役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役が株主総会を招集し議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につい

て、電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会議長)

第23条 当社は、取締役会の決議により、取締役会議長を選定する。

(取締役会の招集権者)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。

- 2 取締役会議長に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。
- 3 前2項の定めにかかわらず、各委員会の委員長は取締役会を招集することができる。
- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、又はこれを招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会を招集するものは、必要に応じて執行役に対して取締役会の招集通知を発する。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

2 前条により、取締役会の決議を省略するときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した取締役の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名等会社法施行規則第 101 条第 4 項第 1 号で定める事項を議事録に記載又は記録する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会が定める。

(相談役及び顧問の委嘱)

第 31 条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 委 員 会

(各種委員会の設置)

第 32 条 当社には、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。

(各委員会の委員の選任)

第 33 条 各委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議によって定める。

(各委員会の委員長)

第 34 条 各委員会は、互選により委員長を定める。

(各委員会の権限)

第 35 条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

2 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

3 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。

(各委員会の招集権者及び議長)

第 36 条 各委員会は、法令に別段の定めある場合を除き、委員長がこれを招集し議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ各委員会において定めた順序により、他の委員がこれを招集し議長となる。

(各委員会の招集通知)

第 37 条 各委員会の招集通知は、各委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(各委員会の決議方法)

第 38 条 各委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

(各委員会の議事録)

第 39 条 各委員会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した委員がこれに署名し、もしくは記名押印し、又は法令の定めるこれらに代わる措置をとることを要する。

(各委員会規則)

第 40 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会が定めるもののほか各委員会が定める委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の員数)

第41条 当社の執行役は、15名以内とする。

(執行役の選任)

第42条 執行役は、取締役会の決議によりこれを選任する。

2 代表執行役は、取締役会の決議により執行役の中から選任する。

(執行役の任期)

第43条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(役付執行役)

第44条 取締役会は、その決議により、執行役会長1名、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役、及び常務執行役各若干名を定めることができる。

2 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。

(執行役の権限)

第45条 執行役は、会社法第416条第4項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた業務の執行の決定及び業務の執行を行う。

(執行役の報酬等)

第46条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。

(執行役の責任免除)

第47条 当社は、執行役の会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任につき、その執行役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第48条 当社の会計監査人は、3名以内とする。

(会計監査人の選任)

第49条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第51条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査委員会の同意を得て決定する。

(会計監査人の責任免除)

第52条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく限度額は、3,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い金額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第53条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第54条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第55条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

(配当金の除斥期間)

第55条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

1. 定款第19条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については従前の例による。
3. 本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。

定款の改訂・変更は、次のとおりである。

1. 昭和55年1月18日一部変更
2. 昭和59年4月25日一部変更
3. 昭和60年2月27日一部変更
4. 昭和60年5月28日一部変更
5. 昭和61年5月22日一部変更
6. 昭和62年6月28日一部変更
7. 平成3年6月27日一部変更
8. 平成6年6月29日一部変更
9. 平成10年6月26日一部変更
10. 平成11年6月29日一部変更
11. 平成14年6月27日一部変更
12. 平成15年6月27日一部変更
13. 平成16年6月29日一部変更
14. 平成18年6月29日一部変更
15. 平成21年6月26日一部変更
16. 平成21年7月16日一部変更
17. 平成25年6月27日一部変更
18. 平成26年6月27日一部変更
19. 平成27年4月1日一部変更

20. 平成 29 年 6 月 29 日一部変更
21. 令和 4 年 6 月 29 日一部変更